

令和になって、はや1ヶ月が過ぎました。平成31年4月30日の天皇陛下の御退位、5月1日の新元号への改元に関連し、これに便乗した消費者トラブルが発生しています。今月の「消費生活ほっとニュース」では、改元に便乗した消費者トラブルを特集します。



## <トラブル情報>

# 新元号への改元に便乗した 消費者トラブルにご注意ください!



### 主な手口

- ① 「天皇陛下の退位を記念したアルバムを購入しないかと電話で勧誘された」などの電話勧誘販売
  - ② 「注文していないのに、皇室に関するアルバムが届いた」などの送り付け商法
  - ③ 「改元で法律が変わるという通知が実在する団体名で届き、口座情報や個人情報を記入して返送してしまった」などの口座情報等やキャッシュカードをだまし取る手口
- 今回は③の手口について、詳しく事例をご紹介します。

## 口座情報等やキャッシュカードをだまし取る手口

### 事例1

### <実在する団体名で書類が届き、口座情報や個人情報を記入して書類を返送してしまった>

自宅に「元号の改元による銀行法改正について」という内容の書類が届いた。銀行の協会の書類のようだったので、公的な機関の正規な書類だと思って個人情報等を書いて返送した。その後しばらくして、同様の手口でキャッシュカードの暗証番号を記載させて返信用封筒で送り返させる詐欺の手口があると報道されていた。銀行の口座番号等を書きってしまったと思うが、控へはないため、何を記載したかははっきりと覚えていない。キャッシュカードは送っていないが、どう対処したらいいか。(50歳代、女性)

### 事例2

### <銀行員を名乗る電話で「元号が変わるので通帳等の変更が必要」と言われ、来訪した警察官と銀行員を騙る人に通帳等を渡してしまった>

今月、銀行員を名乗る非通知の電話が3回かかってきた。1回目は元号が変わるので、通帳を新しくしなければならぬと言われ、2回目の電話で口座番号と氏名、生年月日を伝えた。3回目の電話で通帳を取りに行くと言われたが、不安になり銀行に確認したところ、通帳を取りに行くことは絶対ないので渡さないようにと言われ、通帳の番号も変更してもらった。銀行から警察に連絡が行き、警察官が数回話を聞きに来たり、着信履歴を確認していった。その際も、絶対にキャッシュカードや通帳は渡さないようにと注意されていた。しかし、本日、警察官と銀行員を騙る人が来訪し、警察手帳や銀行の社員証を見せられたので、本物の警察官と銀行員だと思い込んでキャッシュカードと通帳を渡してしまった。(50歳代、男性)

## アドバイス

★一般社団法人全国銀行協会等の事業者団体を装って「改元で法律が変わる」という書類を送り、口座情報や個人情報を書類に記載させ返送させたり、キャッシュカードや暗証番号を返送させたりする手口がみられます。

★事業者団体や銀行等の金融機関、警察が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードや通帳を送るように指示したりすることは一切ありません。電話や訪問をされたり、書類が届いたりしても、絶対に口座情報や暗証番号等を教えたり、キャッシュカード、通帳、現金を渡したりしないでください。

★特に、高齢者がトラブルに巻き込まれていますので、家族や地域の方が高齢者を見守るようにしましょう。迷ったときや困ったときは消費生活センター等にご相談ください。

### ☆出典元

<国民生活センター 注目情報 テーマ別特集>

[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/kaigen.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/kaigen.html)



### ★美容医療サービスの消費者トラブル！ ～きちんと説明を受けましたか？～

美容医療を受ける前に確認したい事項と相談窓口についてのご案内です。

消費者庁のホームページで美容医療の施術を受ける前の確認のためのチェックシートや、関連学会からの共同声明、相談窓口をご確認いただけます。

☆詳しい内容はこちらから↓

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/information\\_002/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/information_002/)



### ★区民ひろば開催の出前講座・出張講座のご案内

#### ○出前講座

- ・「子供の身の回りのヒヤリ・ハット」6月25日（火）11時から（区民ひろば池袋）
- ・「油を知ろう」7月3日（水）10時30分から（区民ひろば高南第二）
- ・「のみものの甘さくらべ」7月19日（金）11時から（区民ひろば清和第二）

☆詳しくはこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021967.html>

#### ○主張講座

- ・「悪質商法にご用心！」7月9日（火）13時30分から（区民ひろば千早）

☆詳しくはこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/28yosekouzanitteihyou.html>



### ★困ったときは、すぐに相談！

☆豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

☆詳しい内容はこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

<注意>このアドレスは配信専用のため、返信いただいても対応することができません。

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

発行・問い合わせ先：豊島区消費生活センター

TEL：03-4566-2416（平日のみ）

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆